

新ヨーロッパ・スポーツ憲章

1992年5月 ギリシャ・ロードス島
第7回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議採択

第1条 憲章の目的

各国政府は、スポーツの振興が人間の発達に重要な要因であるとみなし、「スポーツ倫理綱領」で宣言された諸原則に従って、次に示した目的を達成するために、本憲章の条項を適用するための必要な措置を講ずる。

i 個人はだれしもスポーツに参加することができる。とくに

a すべての青少年が体育の指導を受ける機会と、スポーツの基礎技術を習得する機会を保証する。

b だれもが安全かつ健康な環境のもとで、スポーツおよび身体レクリエーション活動に参加する機会を保証する。

さらに、適切なスポーツ機関と協力して、

c スポーツに興味と能力を持つものはだれでも、そのスポーツの競技水準を高め、個人の定めた到達水準、あるいはまた一般に認められた高度な水準にまで究める機会を保証する。

ii スポーツおよびスポーツ選手を、政治、商業、金銭上の弊害から守り、薬物乱用などスポーツ界の不正かつ品位を低下させる風潮を抑えることによって、スポーツの道徳的倫理的基盤とスポーツに関与する人々の尊厳と安全を守り、高めていく。

第2条 憲章の定義および範囲

1. 本憲章の目的に関連して

a “スポーツ”とは、気軽にあるいは組織的に参加することにより、体力の向上、精神的充足感の表出、社会的関係の形成、あらゆるレベルでの競技成績の追求を目的とする身体活動の総体を

意味する。

b 本憲章は、以下の協定で宣言された倫理的諸原則および政策指針を補完するものである。

i スポーツ大会、とくにサッカーの試合における無法・暴力行為にかんする協定

ii ドーピング禁止協定

第3条 スポーツ振興活動

1. 公共機関はスポーツ振興活動を支援していくことにその主要な役割を担っている。したがって、本憲章の目的を遂行するために、スポーツの振興と協同のために必要な機構の設置など、非政府機関のスポーツ団体との密接な協力が不可欠である。
2. 民間スポーツ団体の活動をとくに支援することにより、ボランティア精神と運動の促進が奨励される。
3. 民間スポーツ団体は、法の下での主体的な意志決定過程を確立する権利を有する。政府およびスポーツ団体は、それぞれの決定に対して相互に敬意を払うことを認める。
4. 本憲章の条項のいくつかの履行は、政府もしくは非政府のスポーツ機関・団体にその任務が委ねられる。
5. 各スポーツ団体が、スポーツおよびスポーツ選手に対する弊害を避けることを保証するとともに、スポーツ団体間相互の、あるいは、スポンサーやマスコミなどの潜在的パートナーとの相互利益をもたらす協力関係を確立することを、奨励すべきである。

第4条 施設および活動

1. 性別、民族、人種、言語、宗教、政治などの信条、国もしくは社会的出身地、少数民族国家集団、財産、出生状況などにより差別を受けることなく、スポーツ施設の利用とスポーツ活動への参加が認められる。
2. すべての市民がスポーツに参加する機会をもつことを保証し、必要な場合には障害者や社会経済的に恵まれない人びと、さらにまた豊かな才能に恵まれた青少年に対しても、スポーツへの参加を効果的に促す特別な措置を講じる。
3. スポーツへの参加状況は、施設の多様性と利便性にある程度依存している。したがって、施設の全体計画は公共機関の責務と認められる。提供されるべき施設の範囲は、利用可能な公共、民間、商業その他の施設まで含めて考慮する必要がある。施設の責任は、国、県（州）、市町村それぞれの事情を考慮し、計画の段階で望ましい運営、安全性、最大活用が確保される措置を組み入れる。
4. 身障者や精神障害者など、障害者や恵まれない人びとがスポーツ施設を容易に利用できるように、スポーツ施設の管理責任者（オーナー）は、適切な対策を講ずるべきである。

第5条 スポーツ基盤の形成

青少年の体力の向上、基礎的なスポーツ技術の習得、さらにスポーツ実施を促進するための必要な対策を講じる。とくに、

- i すべての児童生徒に対して、スポーツ、レクリエーション、体育のプログラムおよび施設が提供され、このための十分な時間があてられる。
- ii すべての学校において、この分野での資格のある教師の研修を保証する。
- iii 義務教育終了後も、引続きスポーツに参加できる機会を確保する。
- iv 学校あるいはその他の教育機関と学校スポーツクラブ、地域スポーツ間の望まし

い連携関係の発展を促がす。

- v 学校および地域社会のスポーツ施設の共同活用を推進する。
- vi 両親、教師、コーチ、指導者が青少年に働きかけて、彼らが規則的に身体運動に取り組むような風潮を助長する。
- vii 初等教育の段階から、児童に対してスポーツ倫理の教育を施す。

第6条 参加の促進

1. スポーツの参加の目的がレジャー・レクリエーションのため、あるいは健康づくりや競技力の向上を目的として実施されるにしても、適切な施設とプログラムすべてを提供し、また資格のあるインストラクター、指導者、“アニメーター”を配置することにより、あらゆる層の人びとにスポーツ参加を呼びかける。
2. 職場におけるスポーツ参加の機会を促すことは、バランスのとれたスポーツ施策にとって不可欠であるとみなされる。

第7条 競技力の向上

高度なレベルのスポーツ活動に関しては、関係スポーツ団体の協力のもとに、適切かつ特別な方法で支援し、奨励される。このための支援として、才能ある選手の発掘と相談指導（カウンセリング）、望ましい施設の提供、スポーツ医学による支援と監督指導（ケア）、科学的コーチングおよびコーチ教育など指導体制の奨励、適切な運営組織と競技の場を提供するスポーツクラブへの援助などが含まれる。

第8条 トップレベルおよびプロ・スポーツへの支援

1. 顕著なスポーツ資質を発揮するスポーツ選手に対して望まれる、直接もしくは間接の支援の方法に関しては、選手個々の人格、身体、道徳のすべての面で、彼ら

のスポーツおよび人間的な能力を最大限に高めていく機会を与えるために、スポーツ団体と協力してその方法を検討する必要がある。そのような支援の方法として才能の発掘、トレーニング施設機関でのバランスのとれた教育、優秀なスポーツ選手としての活躍期間中および現役引退後における生活基盤（キャリア）の準備による、社会への円滑な適応などが含まれる。

2. プロスポーツの組織および運営は、適切かつ法的資格を有する組織体によって推進される。プロとしてスポーツに関わる人びとに対してはそれ相応の社会的地位と保障、さらにあらゆる弊害から守る倫理的な防衛手段が与えられるべきである。

第9条 人的資源

1. スポーツ振興のすべての側面を担う指導者の資格および学位（diplomas）を与えるために、適切な機関による研修養成コースの開設が奨励される。そのような研修コースは、各種、各レベルのスポーツ・レクリエーション参加者のニーズに合致しており、さらにボランティアあるいは専門職として働く指導者の両者（リーダー、コーチ、監督、審判員、ドクター、建築家、技術者など）にも適したものでなければならない。
2. スポーツ活動の指導や監督に関わる者は、彼らが責任を負う人びとの安全と健康の保持にとくに留意した適切な資格を持たなければならない。

第10条 スポーツと環境保全

何世代にもわたって、人びとの身体的、精神的、社会的健康状態を確保し高めていくためには、都市、野外地域、水辺地域でのスポーツ活動は、地球上の限られた資源に順応し、かつ環境の保全と調和のとれた管理の諸原則に基づいて実施することが求められる。この

ことは次のことを含んでいる。

- スポーツ施設の計画および建設に際して、自然および環境の価値を考慮する。
- 自然と環境の保護に努めるスポーツ団体を支援し、奨励する。
- スポーツと環境保全との関係についての人びとの知識と自覚を高め、自然に対する理解を深める。

第11条 情報および研究活動

地方、国家、国際レベルでのスポーツ関連の情報収集と伝達のための適切な組織と手段を開発する。スポーツに関するあらゆる分野の科学研究を推進する。市町村、州（県）、国家、国際それぞれのもっとも適切なレベルでの情報と研究結果の伝達、交換を実施する条件を整備する。

第12条 財源

本憲章の目標および目的を遂行するために、公共基金（中央、州（県）、市町村レベルでの）からの適切な支援と財源が必要とされる。スポーツに対する公共ならびに民間の両面からの財政援助が奨励される。これには将来の発展に必要なスポーツ部門それ自体による財源の創出も含まれる。

第13条 国内および国際協調

1. 本憲章の目的を達成するために、中央、州（県）、市町村レベルにおいて、スポーツ事業に関係する公共諸機関の間および公共と民間部門間での、スポーツの発展と振興のために足並みをそろえる適切な連絡調整機関が存在しない場合には、そのような機関を開設する。これらの連絡調整機関は、教育、保健、社会福祉、都市ならびに国土計画、環境、芸術などのレジャー事業の領域にみられる政策決定や計画についても留意し、スポーツが社会的文化的発展に不可欠であることを

保証する。

2. 本憲章の目的遂行のためにはまた、ヨーロッパおよび国際レベルでの協調が必要とされる。 (訳：池田勝)

〈「体協時報」93年2月号＝発行・日本体育協会＝より転載〉